



2023年8月23日

各 位

会社名 東プレ株式会社
代表者 取締役社長 山本 豊
(コード番号 5975 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員総務部長 野田 貴之
(TEL 03-3271-0711)

第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2023年8月23日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	2023年9月8日
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 38,250株
(3) 処分価額	1株につき1,684円
(4) 処分総額	64,413,000円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による通知書の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的および理由

当社は、2023年8月23日付の取締役会において2017年3月期より当社取締役（社外取締役および国内非居住者を除きます。以下同じ。）を対象として導入しております信託型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の対象に当社子会社であるトプレック株式会社（以下「対象子会社」という。）の取締役および執行役員（社外取締役および国内非居住者を除きます。以下同じ。）（当社取締役と対象子会社の取締役および執行役員をあわせて、以下「対象取締役等」という。）を追加することとし、当社株式の追加取得資金として信託金の追加拠出を決議しました。（本制度の概要につきましては、2023年8月23日に開示いたしました「取締役向け株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。）

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当社株式の保有および処分を行うため、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（本制度に関して三菱UFJ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託（以下「本信託」という。）の受託者たる三菱UFJ信託銀行株式会社の共同受託者）に設定される役員報酬B I P信託口に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものです。

処分株式数につきましては、株式交付要領に基づき信託期間中に対象子会社の取締役および執行役員に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭の交付および給付を行うと見込まれる株式数であり、2023年3月31日現在の発行済株式総数54,021,824株に対し0.07%（小数点第3

位を四捨五入、2023年3月31日現在の総議決権個数525,414個に対する割合0.07%) となります。

【本信託契約の概要】

①名称	役員報酬B I P信託
②委託者	当社
③受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
④受益者	従業員のうち受益者要件を充足する者
⑤信託管理人	当社と利害関係のない第三者を選定
⑥信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
⑦信託契約日	2016年8月24日 (2023年9月5日付で変更予定)
⑧金銭を信託する日	2023年9月5日 (予定)
⑧信託の期間	2021年5月17日～2026年8月31日

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日である2023年8月22日の株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」という。) における当社株式の終値である1,684円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の当社株式の終値を採用することにいたしましたのは、取締役決議直前の市場価値であり算定根拠として客観性が高く、かつ合理的であると判断したためです。

また、当該処分価額は東京証券取引所における当該取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1か月間 (2023年7月24日から2023年8月22日まで) の当社株式の終値の平均値である1,617円 (円未満切捨て) に104.14% (プレミアム率4.14%) を乗じた額であり、当該取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3か月間 (2023年5月23日から2023年8月22日まで) の当社株式の終値の平均値である1,548円 (円未満切捨て) に対して108.79% (プレミアム率8.79%) を乗じた額、あるいは同直近6か月間 (2023年2月24日から2023年8月22日まで) の当社株式の終値の平均値である1,421円 (円未満切捨て) に対して118.51% (プレミアム率18.51%) を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえ、合理的なものとして判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、当社の全ての監査役 (3名、うち社外監査役2名) が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価格には該当せず、適法である旨の意見を表明しています。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以上